

## 三條市建設請負工事成績評定実施要領新旧対照表

令和 6 年 4 月 1 日

改 正	現 行
<p>第 1～第 3 (略) (評定の方法)</p> <p>第 4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 評定は、別記様式第 1 の工事成績採点表（以下「採点表」という。）によって行うものとする。</p> <p>5 <u>細目別評定点の算出は別記様式第 2 によるものとする。</u></p> <p>6 <u>評定にあたっては、別紙を参考とし、一般監督員は、別紙－1、検査職員は、別紙－2 及び別紙－3、並びに一般監督員及び検査職員は、別紙－7「評定基準」により行うものとする。また、別紙－4「記入方法及び留意事項」(土木工事) 及び別紙－5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。</u> なお、<u>検査職員は一般</u>（加える）監督員が行った評定について意見を求めることができる。</p> <p>7 <u>工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－6 により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。</u> (採点表の提出)</p> <p>第 5 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく採点表を財務課長に提出するものとする。 (評定の結果の通知)</p> <p>第 6 市長は、評定者から採点表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して、評定の結果を別記様式第 2 及び別表 1 により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 7 (略)</p>	<p>第 1～第 3 (略) (評定の方法)</p> <p>第 4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 評定は、別記様式第 1 の工事成績<u>評定表</u>（以下「<u>評定表</u>」という。）によって行うものとする。 (加える。)</p> <p>5 <u>評定の考査基準については、別紙－1「工事成績評定の考査基準表」、別紙－2「工事施工環境・施工条件による割り増し」及び別紙－3「評定基準」により行うものとする。</u> なお、<u>監査職員は監督員が行った評定について意見を求めることができる。</u>  (加える。)</p> <p>(評定表の提出)</p> <p>第 5 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく<u>評定表</u>を財務課長に提出するものとする。 (評定の結果の通知)</p> <p>第 6 市長は、評定者から<u>評定表</u>の提出があったときは、遅滞なく当該工事の<u>請負者</u>に対して、評定の結果を別記様式第 2 及び別表 1 により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 7 (略)</p>

第8 前第6号、同第7号の通知内容及び説明内容については、当該受注者の外は非公開とする。

(評定の修正)

第9 市長は、第6の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。(加える)

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

第8 前第6号、同第7号の通知内容及び説明内容については、当該請負者の外は非公開とする。

(加える。)

## 別紙一 7

## 評 定 基 準

(令和6年4月1日以降)

ランク	評定点	評定基準
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80点未満	Aランクではないが、優秀な工事
C	65～75点未満	標準的な工事
D	60～65点未満	Eランクではないが、改善すべき事項があり今後入札参加等に影響を及ぼす工事
E	60点未満	入札参加等に影響を及ぼす工事

## 別紙一 3

## 評 定 基 準

(平成18年4月1日以降)

ランク	評定点	評定基準
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～80点未満	Aランクではないが、優秀な工事
C	65～75点未満	標準的な工事
D	60～65点未満	Eランクではないが、改善すべき事項があり今後入札参加等に影響を及ぼす工事
E	60点未満	入札参加等に影響を及ぼす工事